

仮訳

2021年2月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。
我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1. 第 11.4 章 牛海綿状脳症(BSE)	2
-------------------------------	---

1. 第 11.4 章 牛海綿状脳症 (BSE)

1) 第 11.4 章に対するコメント

第 11.4.3 条

無視できる BSE リスク

1) BSE の発生に関与する全ての潜在的なリスクファクターが特定された第 11.4.2 条に規定される *リスク評価* が実施されていること。また、当該加盟国が、牛群で BSE 病原体が再循環している可能性が無視できることを文書で立証すること。

第 11.4.18 条

サーベイランス

2) BSE サーベイランスは *獣医当局* による BSE 臨床スペクトラム上の臨床症状を示す全ての動物の *獣医当局* への報告と、それに続く調査及びフォローアップからなる。

コメント:

BSE サーベイランスの大幅な変更について、特に BSE 公式リスクステータス認定の関係から、我が国は、現在の無視できるリスクステータスが改正案の要件の下でどのように評価され、維持されるのかを懸念している。取得済みの無視できるリスクステータスを維持する上で、どのようなレベルのサーベイランスが「適切」であるとみなされるのかが依然として不明確であるため、多くの OIE 加盟国が、現在のサーベイランスの設計を改正する上で困難に直面する可能性がある。

さらに、改正案の中では、BSE リスクの決定のための一般的な基準が示されている。我が国は、リスク評価の実施にあたっての有用な指針を提供するような改正となっていることについては賛同するが、現行の章に規定されるリスク評価に基づいて既に付与されている無視できるリスクステータスの維持にどのような影響を及ぼすかについては懸念を有している。

これらのことから、日本は、OIE に対し、改正案を固める前に、リスクステータスの移行プロセス及び基準に関して明確な説明を提供することを要請する。